

地方税の分割基準

2以上の道府県・市町村に事務所等を設けて事業を行う法人が、事業税・法人税割を各地に申告納付する際の分割基準は、つぎのとおりです。

事務所等とは、事業の必要から設けられた人的および物的設備で、継続して事業が行われる場所をいいます。

事務所等の新設・廃止は、各都道府県税事務所・市町村へ届出が必要です。

1. 原則

事業税	法人税割
一般事業の場合 課税標準 の総額 $\times \frac{\text{各事務所等の期末従業員数}}{\text{期末従業員の総数}}$	すべての事業 法人税 $\times \frac{\text{各事務所等の期末従業員数}}{\text{期末従業員の総数}}$

2. 従業員数の特別な計算

	事業税	法人税割
期中に、事務所等の新設	$\text{期末従業員数} \times \frac{\text{新設日から期末までの月数}^*}{\text{事業年度の月数}}$	
期中に、事務所等の廃止	$\text{廃止月の直前月の末日の従業員数} \times \frac{\text{期首から廃止日までの月数}^*}{\text{事業年度の月数}}$	
著しい変動	各月の末日の従業員数のうち最大値 > 最小値 $\times 2$ の場合 $\frac{\text{各月の末日の従業員の合計数}}{\text{事業年度の月数}}$	
資本金1億円以上の法人	1) 本社の従業員数 = *従業員数 $\times 1/2$ * 管理支配に関する業務が行われている部門に勤務する従業員数のみ $1/2$ とします。 2) 製造業の*工場の従業員数 = 従業員数 $\times 3/2$ * 生産に関する業務が行われている事務所等に勤務する従業員	なし

3. 従業員の判定のポイント

- 1) 非常勤の役員・顧問、アルバイトも含まれます。
- 2) 1月以上の出張者、出向者など給与の支払場所と勤務場所が異なる場合、勤務地の従業員とします。
- 3) 2以上の事務所等に勤務する場合、主として勤務すべき事務所等（判定困難な場合は給与の支払を受ける事務所等）の従業員とします。
- 4) 2以上の納税義務者の事務所等に兼務すべき者 それぞれの事務所の従業員とします。

お見逃しなく！

1. 分割基準の月数*の端数処理は、1月未満切り上げです。
均等割の計算では、1月未満は切り捨て（ただし最低1月）になります。
2. 3以上の都道府県に事務所等があり、資本金1千万円以上の法人の場合、年800万円までの事業税の軽減税率は適用できず、一律課税となります。
3. 事務所等の範囲には、一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所等、継続性のないもの、無人事務所、保養所等は含みません。
保養所等のみで、事務所等を有しない都道府県・市町村への納付は、均等割のみ必要です。